

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和4年4月28日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、令和4年2月17日から令和4年3月18日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、2名の方から合計2件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨	御意見に関する考え方
<p>労働安全衛生法施行令第22条第3項の「その他歯又はその支持組織に有害な物」とは具体的にどの物質を指すのか。</p>	<p>労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第66条第3項の歯科医師による健康診断の対象となる有害業務については、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{ふっ}弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務」と定めておりますが、このうち「その他歯又はその支持組織に有害な物」については、現在法令や通知等で具体的に示されているものではありません。</p> <p>なお、「その他歯又はその支持組織に有害な物」については、近年の作業場における作業の実態等を踏まえる観点から、令和4年度から開始する厚生労働科学研究費補助金による研究含め、今後必要な調査・研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしております。</p>

<p>日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告」において、化学物質に係る歯又はその支持組織への影響は評価されておらず、労働安全衛生法施行令第22条第3項で定める塩酸等の物質以外にどのような物質が歯又はその支持組織へ影響を与える可能性があるのか不明である。労災報告や科学的根拠に基づく知見を踏まえて、随時情報を更新し、発信していただきたい。</p>	<p>化学物質による歯又はその支持組織への影響については、近年の作業場における作業の実態等を踏まえる観点から、令和4年度から開始する厚生労働科学研究費補助金による研究含め、今後必要な調査・研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしております。</p>
<p>歯科健康診断を実施するにあたっては、作業環境管理も同様に実施すべきであり、職場環境の評価基準について、他の物質と同様に、歯科健康診断の対象物質である塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸等についても「管理濃度」又は「ばく露管理値」を設定していただきたい。</p>	<p>化学物質の気中濃度と歯又はその支持組織への影響に係る量反応関係が明らかとはなっていないことから、現時点では、歯又はその支持組織への影響を考慮した「管理濃度」又は「ばく露管理値」を設定する予定はありません。</p>
<p>令和4年5月に公布予定の「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」において、化学物質へのばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和が改正予定事項とされているが、歯科健康診断も同様の扱いとして、健康診断の実施頻度が緩和可能となるのか。</p>	<p>現在改正を進めております御指摘の省令では、健康診断の実施頻度の緩和の対象としているのは、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）をはじめとする特別則上の特殊健康診断であり、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第48条に規定されている歯科健康診断については、頻度緩和の対象とはされておられません。</p> <p>なお、歯科健康診断における実施頻度の緩和の可能性につきましては、令和4年度から開始する厚生労働科学研究費補助金による研究含め、今後必要に応じ調査・研究を進めてまいります。</p>